

地域公共交通活性化・再生総合事業に係る事後評価における自己評価

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を開催し、地域の公共交通を活性化するための適切な事業として、さくらやまなみバス運行事業を選定し、地域関係者、運行事業者及び西宮市で構成されるさくらやまなみバス利用促進協議会(以下「利用促進協議会」という。)において、当該事業を実施する中で、その利用状況を調査して問題点を検証し、事業内容の見直し、事業収支の改善等、当該事業を継続実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、さくらやまなみバス車両購入、さくらやまなみバス運行、利用促進活動等を実施する事業として位置づけている。さくらやまなみバス運行については、平成21年4月1日から平日17往復・34便、土日祝14往復・28便で運行を開始し、4月初めから12月末までに161,365人(11・12月は推計値)が利用した。さくらやまなみバス車両購入については、既に発注しており、平成21年度末までに購入する予定である。利用促進活動等についても、平成21年度末までに実施する予定である。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

さくらやまなみバス運行については、平成21年4月から10月までの各日の乗降状況調査、及び11・12月の各月1週間分の乗降状況調査による4月から12月までの1日・1便当たりの平均利用者数の月別の推移等、並びに10月に行ったOD調査及び利用者アンケートの結果から事業評価を行った。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

さくらやまなみバスにおける山口地域と南部地域との流動量の全体に対する比率は、乗降状況調査によると平成21年4月から12月までの平均で平日49%、土日祝56%であり、OD調査では平日48%、土曜49%であることから、南北地域間の交流の促進という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

同バスの目的別利用者の全体に対する比率が、利用者アンケートの結果によると通学が平日13.1%、土曜11.8%で、通院が平日3.6%、土曜2.6%であり、また、OD調査の結果によると通学が平日32.9%、土曜14.7%で、通院が平日1.7%、土曜1.5%であり、通勤以外で西宮市役所前及び山口センター(山口支所等を含む施設)前で乗降する利用が平日で3.9%であることから、大学、高校等の通学利便性及び進学校の選択自由度の向上という目標を達成するために適切な事業であると判断され、病院、市役所等の公共公益施設へのアクセスの向上という目標を達成するために一定程度の効果がある事業であるといえる。

同バスで南北移動している利用者の従前の交通手段については、利用者アンケートの結果で、車又は車+電車との回答が平日で10.3%、土曜で41.1%であることから、マイカー利用から公共交通への転換という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。
さくらやまなみバス運行については、平成21年4月から12月までの平均利用者数が1日当たり587人、1便当たり18.4人となっているが、平成21年度の運行収支率は約50%となる見込みであり、収支率向上と運行を継続していく仕組みの確立が課題である。
実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。
さくらやまなみバス運行については、利用者数が想定を下回り、特に通勤利用は想定を大きく下回っているため、通勤利用者にとっての利便性を向上させるとともに、平成22年度以降の通学利用者の増加への対応も行うため、増便を含むダイヤ改正を行い、合わせて乗降状況調査、OD調査等の結果を踏まえ、地区別の需要に的確に対応するため、部分的に路線及び系統の変更も行うこととしている。
2 事業の実施環境
当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。
平成22年度においてさくらやまなみバス運行の事業を実施するに当たっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、地域の財団法人からの寄付金と西宮市の一般財源を積み立てたバス事業基金から支出するという関係者の合意が形成されており、西宮市の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。
住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。
平成21年度のさくらやまなみバス運行に関しては、地域関係者、運行事業者及び西宮市で構成される利用促進協議会において、地域関係者が主体的な役割を果たしながら、事業内容の見直し、事業収支の改善等の検討を行うとともに、様々な利用促進の取組みを行ってきており、来年度以降も同様の検討、取組みを行っていくということで関係者の合意が形成されている。 なお、来年度の運行経費の一部に充てられるバス事業基金については、地域の財団法人からの寄付金も積み立てられている。
当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。
総合事業(計画事業)による運行の終了後も、バス事業基金を基本的な財源としてさくらやまなみバスの運行を継続していくためには、まずは運行収支率の改善が必要であり、利用促進協議会においても、運行収支率の改善を当面の課題として協議を続けている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の規約が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会が行う業務は、連携計画の策定及び変更の協議に関する事、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事、その他当協議会の目的を達成するために必要な事と規定されており、計画事業の進め方、実施状況について審議する体制となっている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には、住民又は利用者代表として、山口地区自治会連絡協議会からの委員、西宮コミュニティ協会からの委員が含まれているとともに、当該山口地区自治会連絡協議会からの委員、その他の地域関係者を含む利用促進協議会が、ほぼ毎月開催されており、そこで最新のさくらやまなみバスの利用状況や住民意向調査等を踏まえた協議を行うことにより、住民の意見が計画事業に反映される仕組みとなっている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成21年1月に第1回法定協議会の開催し、総合連携計画について承認を受けるとともに、総合事業(計画事業)としてさくらやまなみバス運行事業を選定し、計画事業の実施に関する事項を記載した総合事業計画について、法定協議会の承認を受け、平成21年度の計画事業を実施している。

また、平成22年2月に第2回法定協議会を開催し、平成21年度の計画事業の実施状況を説明し、それを踏まえて平成22年度の計画事業の実施内容等を含む総合事業計画の変更について、法定協議会の承認を受け、平成22年度の計画事業を実施することとしている。

従って、法定協議会は適切に開催されている。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の規約において、会議は原則として公開とすること、法定協議会の会議運営規定において、会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができることが規定されている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会を開催し、地域の公共交通を活性化するための適切な事業として、さくらやまなみバス運行事業を選定し、地域関係者、運行事業者及び西宮市で構成される利用促進協議会において、当該事業を実施する中で、その利用状況を調査して問題点を検証し、当該事業を継続実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。南北地域間の直接移動手段を確保し交流を促進することは引き続き必要であり、運行収支率の改善を図るため、ダイヤ改正や部分的な路線及び系統の変更などを行った上で、来年度も当該事業を実施するという関係者の合意が形成されている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。